

資料3-2	H21.9.29
障害福祉サービス等の取り扱いに係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

IV 登録申請書類

1 登録申請に必要な申請書及び添付書類

凡例 ○：必須、△：該当する場合のみ提出、★：下記注意事項参照

番号	申請書及び添付書類	様式	移動支援	訪問入浴サービス	日中一時支援 (日中預かり型)	日中一時支援 (放課後対策型)	生活サポート
1	千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者の登録申請に係る添付書類一覧	—	○	○	○	○	○
2	千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者登録（更新）申請書	様式第1号	○	○	○	○	○
3	居宅介護の指定（基準該当登録）通知書（写し）	(注6)	△				△
4	介護保険制度における訪問入浴介護の指定通知書（写し）	(注6)		○			
5	短期入所の指定通知書（写し）	(注6)			△		
6	短期入所又は児童デイサービスの指定（基準該当登録）通知書（写し）	(注6)				△	
7	移動支援事業所・生活サポート事業所の登録に係る記載事項	付表1	○				○
8	移動支援事業・生活サポート事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項 <該当する事務所がある場合>	付表2	(△)				(△)
9	訪問入浴サービス事業所の登録に係る記載事項	付表3		○			
10	日中一時支援事業所（日中預かり型）の登録に係る記載事項	付表4			○		
11	日中一時支援事業所（放課後対策型）の登録に係る記載事項	付表5				○	

番号	申請書及び添付書類	様式	移動 支援	訪問入浴 サービス	日中一時 支援 (日中預 かり型)	日中一時 支援 (放課後 対策型)	生活 サポート
12	申請者（法人）の定款、寄附行為等、及びその登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等	(注6)	○	○	○	○	○
13	運営規程	—	○		○	○	○
14	事業所の平面図	参考 様式1	★ (注1)		★ (注2)	★ (注3)	★ (注1)
15	事業所の外観及び内部の写真	—	★ (注1)		★ (注2)	★ (注3)	★ (注1)
16	居室面積等一覧表	参考 様式2			★ (注2)	★ (注3)	
17	設備・備品等一覧表	参考 様式3	★ (注1)		★ (注2)	★ (注3)	★ (注1)
18	管理者経歴書	参考 様式4	★ (注1)		★ (注2)	★ (注3)	★ (注1)
19	サービス提供責任者経歴書	参考 様式5	★ (注1)				★ (注1)
20	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考 様式6	○		○	○	○
21	組織体制図	参考 様式7	★ (注1)		★ (注2)	★ (注3)	★ (注1)
22	従業者全員の資格証等（写し）	(注6)	○	○		○	○
23	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	参考 様式8	★ (注1)		★ (注2)	★ (注3)	★ (注1)
24	主たる対象者を特定する理由等<特定する場合のみ>	参考 様式9 (注7)	△		△	△	△
25	当該申請事業に係る資産状況（貸借対照表・損益計算書、資産（財産）目録、損害・火災保険証書、土地・建物の賃貸借契約書等の写し）	(注6)	★ (注1)		★ (注2)	★ (注3)	★ (注1)

番号	申請書及び添付書類	様式	移動支援	訪問入浴サービス	日中一時支援 (日中預かり型)	日中一時支援 (放課後対策型)	生活サポート
26	建築確認済証・検査済証(写し)	(注6)			★ (注2)	★ (注3)	
27	口座振替(送金)申請書 <千葉市において、障害福祉サービス又は地域生活支援給付の振込口座を登録していない場合のみ>	千葉市様式	△	△	△	△	△

(注1) 指定居宅介護事業者及び基準該当居宅介護事業者については、移動支援及び生活サポートにおける、「★」の書類の提出が不要となります。

(注2) 指定短期入所事業者については、日中一時支援(日中預かり型)における、「★」の書類の提出が不要となります。

(注3) 指定短期入所事業者、指定児童デイサービス事業者及び基準該当児童デイサービス事業者については、日中一時支援(放課後対策型)における、「★」の書類の提出が不要となります。

(注4) 注1～3に該当しない場合は、「★」の書類も提出が必要となります。

(注5) 一の申請で複数のサービスを申請する場合、重複する書類については、一部のみの提出で構いません。

(注6) 各書類の写しについては、原本証明が必要です。原本証明とは、確実に原本の写し(コピー)であることを証明していただくものです。下記の文言を参考に、それぞれの写しに記載してください。

<p>本書は原本と相違ないことを証する。 平成〇〇年〇月〇日 **法人** 理事長 〇〇 〇〇 申請印(法人代表者印)</p>
--

(注7) 主たる対象者を特定した場合の効果について

- ①主たる対象者からサービス利用の申込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません(応諾義務があります。)
- ②主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあったときは、正当な理由としてサービス提供を拒否することができます(応諾義務はかかりませ

ん。)

- ③主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。